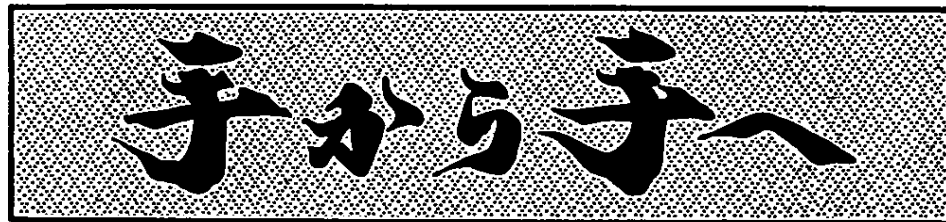


発行
東京都立大学労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http://tmu-union.org/



第 2919 号

2022 年 10 月 6 日

投稿 「外部資金獲得インセンティブ」提案の問題点

大久保明男（人文社会学部）

大学設置基準の改正など、目下、大学をめぐる環境変化がいつそう激しくなっている。変化に応じて、大学がさまざまな改革にとりくむことは当然の成り行きだと言える。

一方、大学とは何か、大学のあるべき姿や理想像はどのようなものかなど、激動のなかにあるからこそ、大学の普遍的価値を見つめ直し、時流に流されない信念を持つことも重要だと思う。仮に、大学は真理を探究する場であり、研究者、教育者として所属する教員が、独立性・自主性を保障されたもとで、職業倫理や自らの良心に従い日々の業務に励むことが、いまなお大学の理想だというなら、この前提のもとで「外部資金獲得インセンティブ」提案に対する一教員の感じた疑問や懸念について述べてみたい。



1. 外部資金が必要か否かはあくまで各教員自身の判断によるものである。大学が外部資金獲得の奨励策を講じることはあっても、「外部資金の獲得に協力しないなら基本研究費を減らす」というような懲罰的、差別的な姿勢を教員に見せつけてはならない。本学が、研究者の独立性や自主性を尊重し、学問の自由を守る信念を堅持するならば、

2. 外部資金は主たるものが科研費であるが、物議を醸す軍事研究につながるものや、特定の宗教・企業・集団あるいは個人の利益追及を目的とするものもある。大学として所属するすべての教員に外部資金の獲得に誘導・強要することは、教員個人の思想信条に干渉、侵害する恐れがないのか、教員を特定の利益集団に近づけさせる危険性がないのか、といった疑念が湧いてくる。学問の自由を尊ぶ大学として自らその信条を歪め、その責任を放棄する姿勢を内外に示すことにはならないのか。

3. 大学と教員の間は相互信頼によってなり立っている。大学側が、労働条件のひとつとも言える教員の基本研究費に格差をつけて配分することは、「大学の意向に従わないと不利益になる」というようなメッセージを教員側に送っているように思われかねない。その結果、大学と教員間の信頼関係が損なわれ、また、教員間に分断をもたらす危険がないのか。

4. 「外部資金獲得インセンティブ」は各学部、各研究分野の実状に応じて導入すべきで、全学一律の同一基準は実状にそぐわない。たとえば人文学分野では、海外調査やフィールドワークなどより多くの研究費を必要とする学問領域もあれば、そうでない領域もある。一律、教員に外部資金の獲得を求めることは、学問の多様性や自律性を無視する粗暴な姿勢だと教員側に受け止められる。

5. 「外部資金獲得インセンティブ」では、外部資金を獲得した教員に基本研究費を現状より上乗せして支給するという。しかし、通常考え方なら、研究を遂行するうえで基本研究費だけでは



足りないから外部資金の獲得に動くわけで、外部資金をすでに獲得した人のところにさらに資金を追加して与えるのは筋が通らない話ではないのか。科研費も基本研究費も出所は国民や都民の税金である。大学の構想は世間の常識に反するばかりでなく、税金の無駄遣いを奨励するようなもので、研究機関の発想として合理性や説得力に欠け、社会から厳しい目を向けられる恐れがないのか。

6. 「外部資金獲得インセンティブ」では、外部資金獲得の成否に関わらず、外部資金に応募するだけで教員の基本研究費を現状より増額配分にするという。しかし、そもそも教員の研究活動を支える研究資金は、外部内部を問わず、その資金を必要とする教員が、自らの研究の意義や計画について明確に説明する必要があり、厳しい審査を経て、評価されてはじめて手に入れるものである。研究計画の合理性や妥当性などを一切不問にして、外部資金に応募するという行為だけをもって基本研究費を増額配分させる理由や正当性はどこにあるのか。都民の税金を源泉とする基本研究費の不当使用に該当するのではないかと指摘された場合、どのように弁明するのか。

7. 「外部資金獲得インセンティブ」では、外部資金に応募さえすれば基本研究費をいまより増額配分され、さらに外部資金獲得期間中も毎年の基本研究費が現状より増額配分されるという。しかし、この構想はどう考えてもこれまで以上に基本研究費の支出が増え、予算の枯渇が目に見えている。持続可能性や実現可能性が示されなければ、提案は所詮絵に描いた餅に過ぎないと思われる。

8. 以上、「外部資金獲得インセンティブ」提案の問題点について、やや厳しい表現を用いながら指摘してきた。提案の中味以外、手続上にも諸問題があり、すでに前回の投稿（第 2916 号）で言及されている。教員の研究や労働条件に止まらず、教室の運営にも重大な影響を及ぼす基本研究費の支給基準を改正する場合、大学がまず改正の目的や背景について教員に対して丁寧な説明を行い、一定期間を設けて幅広い意見を吸いあげたうえで、双方合意のもとで進めていくべきではないのか。

裏面にも大事なお知らせがあります。
裏面もご覧ください。⇒

「政府による『国葬』の強行に反対し、その撤回を求める声明」を公表

東京都立大学労働組合は、9月6日（火）の中央執行委員会で、「政府による『国葬』の強行に反対し、その撤回を求める声明」を決定しました。

9月27日（火）、安倍元首相の「国葬」が行われました。「国葬」実施前に掲載予定でしたが、掲載が遅れ、みなさまへの事前のお知らせが掲示用『手から手へ』のみとなりましたことをお詫びいたします。

政府による「国葬」の強行に反対し、その撤回を求める声明

2022年9月6日
東京都立大学労働組合中央執行委員会

2022年7月22日、岸田内閣は、安倍元首相の「国葬」を同年9月27日におこなう閣議決定をした。しかし、私たちは以下の理由から、政府による「国葬」の強行に反対する。

国葬令が1947年12月31日に失効したことの意味

大日本帝国憲法下に天皇の勅令としてだされた国葬令は、1947年12月31日に失効された。理由は、国民主権を基礎とする日本国憲法に不適合なものとなったからである（日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律1条）。したがって、現在は「国葬」をおこなう法的根拠は存在していない。

政府は2022年8月15日、法的根拠をただす議員からの質問に対して、内閣府設置法4条3項33号を根拠にしていることを、国会に対して答弁書として示した。しかし、この規定は各省庁の分担事務を定めた組織法であって、内閣に「国の儀式を開催する権限を付与したものではない」との見解が、各弁護士会などから指摘されている。

弔意の表明が、教育研究機関に「要請」されることの危険性

政府は、反対世論に押された結果「弔意を要請するつもりはない」との内閣官房長官発言を出したが、これまでの経過からすれば有形無形の同調圧力がかかることも危惧され、事実上の強制がおこなわれかねない。実際に安倍元首相の葬儀（7月12日開催）には、東京都教育委員会を含めて、複数の教育委員会からは、半旗掲揚を求める文書が出された。

「国葬」は、特定の個人に対する弔意を事実上強制する危険性をはらむものであり、とくに教育機関に対する「要請」は、独立した「人格の完成」を目的とする日本国憲法のもとでの教育を受ける権利（26条）を、ゆがめかねない危険性をもっている。

政府による「国葬」の強行に反対し、撤回を求める

東京都立大学で働くわたしたちは、このように法的根拠のない、しかも弔意が一人ひとりに実質的に強要されかねない危険性のある、政府による「国葬」の強行に反対し、その撤回・中止を求める。